平成２４年（フ）第５５７号
静岡県浜松市中区早出町1071番地の１
破産者　伊藤　和司
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
鳥取県米子市彦名町7647番地２　県住45―１―21号
破産者　河崎　直敏
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２８号
長崎県大村市須田ノ木町697番地６
破産者　野村美知子
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
長崎県諫早市小船越町867番地45、前住所長崎県諫早市栗面町738番地11
破産者　柳井　正法
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市和田町179番地　芙蓉ハイツ101号
破産者　中野　輝彦
１　破産債権の届出期間　平成25年９月17日まで
２　一般調査期日　平成25年10月24日午後２時
平成25年８月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
兵庫県尼崎市常松１丁目30番24号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目17番１―312号
破産者　森口　恵雄
１　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
２　一般調査期日　平成25年11月15日午前10時15分
平成25年８月30日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９１号
大阪府泉南郡熊取町大久保東２丁目６番８号―105、開始決定時の住所大阪府泉南郡熊取町大宮１丁目１番27号
破産者　ユア・シセイドウ・ミナミこと　南　景英
１　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
２　一般調査期日　平成25年11月12日午後２時
平成25年８月29日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５９９号
兵庫県宝塚市売布東の町11番10―213号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市ふじガ丘７番９号
破産者　小林　　誠
１　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
２　一般調査期日　平成25年10月28日午後３時
平成25年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０１号
大阪市東住吉区西今川３丁目４―12、開始決定時の住所大阪市東住吉区西今川４丁目25番16号
破産者　江藤　豊美
１　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
２　一般調査期日　平成25年11月11日午後３時
平成25年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３号
佐賀県唐津市藤崎通6918番地
破産者　有限会社山村水産
１　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
２　一般調査期日　平成25年11月12日午前10時
平成25年８月29日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３９４号
埼玉県戸田市上戸田１丁目９番９号
破産者　株式会社サンケン
１　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
２　一般調査期日　平成25年11月25日午前10時
平成25年８月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
堺市堺区石津町３丁２番29号
破産者　孫野　博文
１　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
２　一般調査期日　平成25年11月18日午前10時30分
平成25年８月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９７１号
大阪府東大阪市足代１丁目16番２号
破産者　尾上　博昭
１　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
２　一般調査期日　平成25年12月２日午後３時30分
平成25年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２号
堺市堺区南庄町１丁１番４号　大朋マンション305号
破産者　山本一雄こと　崔　　一權
１　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
２　一般調査期日　平成25年12月19日午後１時30分
平成25年８月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
札幌市北区北35条西９丁目４番３号　ヒロセマンション203号、開始決定時の住所札幌市東区中沼１条１丁目２番８号
破産者　清水　　泰
１　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
２　一般調査期日　平成25年12月５日午前10時30分
平成25年８月29日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１７７号
山口県防府市華浦１丁目３番29号
破産者　岸田哲二郎デザイン事務所こと　岸田　哲二郎
異議申述期間　平成25年10月10日まで
平成25年８月30日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
石川県鳳珠郡能登町字崎山３丁目201番地
破産者　山瀬　哲夫
異議申述期間　平成25年10月30日まで
平成25年８月30日　金沢地方裁判所輪島支部

免責許可決定

平成２５年（ラ）第７２号（原決定金沢地方裁判所小松支部平成２５年（フ）第１５号）
石川県小松市幸町２丁目84番地１、従前の住所石川県小松市土居原町333番地２
抗告人（破産者）　藤岡　哲哉
主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
平成25年８月19日
名古屋高等裁判所金沢支部第１部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第３２７号
栃木県宇都宮市桜４丁目16番４号
破産者　小林　正憲
審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
平成25年８月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部